

遠軽町福祉センター 使用料等減免適用団体 (H28年度実績)

参考2

使用料は免除・冷暖房料も免除	使用料は免除・冷暖房料のみ通常料金の5割徴収	使用料は減額・冷暖房料は通常料金の5割徴収
遠軽町または国、北海道、教育機関、そのほかこれらに準じる公共的性格の強い団体が主催、共催する事業 担当課、関係課の職員(係長以上)が使用の申請者となることで、減免申請書の提出は省略	公共性の強い団体・事業、あるいは町の文化連盟に属している団体の使用で、関係課の意見(免除相当)を付した減免申請書の提出があるときに、室料だけを免除する。 冷暖房や有料の備品を使用した場合は、規定使用料の50%を徴する。	センター使用料の改定(H19年度)以前から、使用の際に室料の減額(20%徴収)を受けていた団体。また町の文化連盟に属している団体などで、関係課の意見(免除相当)を付した減免申請書の提出があるときに、室料の減額(20%徴収)を適用。 いずれも冷暖房や備品を使用した場合は、規定使用料の50%を徴する。
遠軽町役場各課が直接使用するもの	北光福祉会の事業として使用するもの	遠軽写真同好会(文化連盟加盟)
町内の小中学校が使用するもの	・スカイワークス例会	遠軽混声合唱団(文化連盟加盟)
・PTA主催行事を含む	子ども会育成連絡協議会が使用するもの	ライベリーキッズ発表会
・学校が事務局を担当する教育振興会などを含む	学田開拓親睦会が使用するもの	北見友の会遠湧別最寄(家事家計講習会)
広域組合(消防署)が直接使用するもの	ボールルームダンス指導員協会遠軽ブロックが使用するもの	
道立高等学校が使用するもの(遠軽高、湧別高)	遠軽文化協会が使用するもの	以下、従前から使用料、冷暖房料が減額されている団体
自衛隊駐屯地に関するもの	遠軽地区体育連絡協議会が使用するもの	身体障害者協会遠軽支部
・協力会、存置期成会などが主催のものを含む	MOA美術館主催の遠軽・湧別・佐呂間町児童の作品展	女性会議(政党・労組系の女性団体)
国の機関が直接使用するもの	理容ボランティア月曜会(家庭学校園遊会参加の準備)	SP会議
・独立行政法人は免除していない(年金事務所)	遠軽ライオンズクラブ チャリティーパーティ	芳柳会(日本舞踊)
道の機関が直接使用するもの		遠軽ヨガサークル
遠軽商工会議所が直接使用するもの		ヘルスアップヨガサークル
社会福祉協議会が直接使用するもの(※)		華の会(日本舞踊)
自治会連合会が直接使用するもの(※)		遠軽視覚障害者協会
町が関与するイベントの実行委員会が使用するもの		商工会議所女性会
・夏まつり、花火大会、コスモスフェスタなどのイベント準備		新日本婦人の会(政党・労組系の女性団体)
NPO法人の活動支援のため、町が認めた団体が使用するもの		睦(むつみ)会(着物、浴衣の着付け指導)
・適用は「かたつむりの会」(※)のみ		彩色(いろどり)の会(着物、浴衣の着付け指導)
その他		遺族会
・秋季祭典委員会(9/18みこし渡御)		
(※)の団体は、冷暖房を使用した場合のみ規定使用料の50%を徴収している。	使用実績のない団体や、数年に1度しか使用しない団体から使用料減免の希望があるときは、事業の計画や団体の決算状況などがわかる資料を提出させたうえで、担当課や関係課の意見を付した減免申請書を提出させる。使用料が免除なのか減額なのかは、団体の性格や事業の内容等で判断する。	